

## 損害保険における課題 —因果関係不存在則、危険変動の問題を中心として—

北海道大学 山本 哲生

### 1. 因果関係不存在則について

告知義務違反により解除した場合の保険者の免責につき、いわゆる因果関係不存在則がおかれている。すなわち、保険事故発生後に解除した場合、告知義務違反にかかる事実に基づかずに発生した保険事故による損害については保険者は免責されない（保険 31 条 2 項 1 号）。この規定は片面的強行規定であり、この規定に反して保険契約者または被保険者に不利な約款は無効となる（保険 33 条 1 項）。

因果関係不存在則が片面的強行規定であることと関連して、たとえば、自動車保険における免許証の色の不実告知について、因果関係があるという解釈ができるかどうか、因果関係不存在則を適用しないという約款が認められる余地がないのかが問題となっている。後者については、典型的には、告知義務違反の効果としてプロラタ的な処理を定めると同時に因果関係不存在則を外すという約款の効力が問題となる。

ある約款が片面的強行規定よりも不利かどうかの判断基準については、判例はいわゆる総合判断法をとっている（借地法につき、最判昭和 31・6・19 民集 10 卷 6 号 665 頁）。それに従えば、因果関係不存在則自体に関しては不利であっても、他の点で有利な扱いを定める約款は有効と判断する余地がある。もっとも、因果関係不存在則の趣旨を害さないかどうかについては慎重な判断が必要である。

そこで、まず、因果関係不存在則の趣旨をどのように理解するかを検討する。従来から指摘されているのは、告知義務違反による解除の効果が全額免責であることは告知されていれば保険料の増額などの措置をすることで保険契約を継続することができる場合には制裁的效果をもち、かなり過酷な結果をもたらすことから、制裁的效果を緩和し、バランスをとるためのものということである。

因果関係不存在則をこのように位置づければ、告知義務違反の効果をプロラタ的にすれば、制裁的效果の緩和の必要性はなくなるのであるから、因果関係不存在則を維持する理由はないというふうにも考えられる。このような見地からすれば、片面的強行規定に反するかどうかの総合判断において、プロラタという点で契約者側に有利なルールにすれば、因果関係不存在則を外してもこの原則の趣旨に反するものではないということになる。

しかし、因果関係不存在則をバランスをとるためのものとみたとしても、このような形でバランスをとることの主たる理由としてあげられるのは、因果関係がない場合には保険者に不利益がないということである。つまり、ある事実につき告知義務違反があっても、保険者はその事実とは無関係な危険はそのままの保険料で引き受けることができるのであるから、告知義務違反にかかる事実によらずに発生した保険事故に基づく損害に対して保険金支払義務を負っても保険者はそれに見合う保険料は得ているのだから何ら不利益はな

い。この考え方からすれば、いくら告知義務違反の効果をプロラタ的にしても、そもそも因果関係不存在の場合には保険者は支払うべきなのだから、因果関係不存在則の適用を否定することはこの原則の趣旨に反して契約者側に不利ということになりそうである。

しかし、周知の通り因果関係不存在則の合理性については従来から疑問が示されており、たとえば、告知されていれば保険者は保険契約を締結しなかったであろう場合には、告知されていれば保険者は保険金支払義務を負うことはなかったのだから、それにも関わらず因果関係不存在である場合に免責されないのは保険者に不利益を与えることになるといわれる。ただし、この点については、告知事項と無関係な危険が存在しているのであれば、告知事項に関する危険は除外して無関係な危険を引き受けることはできたはずであり、その意味ではやはり保険者に不利益はないという反論はありえる。実務上告知されていれば契約を締結しなかったとしても、理論的には無関係の危険は引き受けられたのであり、義務違反の効果として全額免責とするのはやはり制裁的效果なのであり、プロラタ的扱いの一種として因果関係不存在則を理解するということである。

もっとも、実務上告知されていれば契約を締結しないという扱いがなされているのであれば、正直に告知した者は危険をまったく引き受けてもらえないが、告知義務違反で加入した者は無関係な危険を引き受けてもらえる結果となり、これは衡平ではないとの批判はなされている。また、保険事故発生前に解除することはできるのであり、その場合に実務上もはや引き受けてもらえないときには実際には解除されれば保険保護は受けられないのであり、この場合に保険事故発生後の解除であるからといって、因果関係不存在則により契約者側を保護する合理性はないようにも思える。

また、日本における因果関係不存在則は保険事故の発生と因果関係がない限り保険者を免責としないという制度であり、不告知事項が保険給付の範囲と因果関係がある場合であっても保険者は保険金全額の支払義務を負う。この点で保険者には不利益はないとはいえない。ただ、この保険者の不利益は保険料の追加的徴収手続を定めることで処理できるという考え方はありえるかもしれない。しかし、不告知事項によって保険事故が発生したときは不担保であるが、他の原因によって保険事故が発生した場合には不告知事項によって拡大した損害についても責任を負うという場合の保険料の算出が適切にできるのかどうかは定かではない。いずれにせよ免責の可否という点だけで考えれば、このような場合には、告知義務違反による保険者の不利益はないとはいえないのであって、因果関係不存在則の根拠としての合理性も弱くなるといえよう。

このように因果関係不存在則に理論的根拠がないと考えられる場面については、これは告知義務違反の制裁的效果を緩和するものと捉えて、プロラタ的扱いを導入すると同時にこのような場面で因果関係不存在則の適用を否定する内容の約款は因果関係不存在則の趣旨に反するものではなく、有効と考えられる。

以上をまとめると、プロラタ的扱いと同時に不告知事項と保険給付の範囲と因果関係がある場合には保険者免責を認めるという約款は有効となる。また、告知されていれば保険

契約の締結を拒否したという場合には因果関係不存在則の適用を否定する約款も有効と解する余地がある。告知されていても保険契約を継続した場合には、保険給付の範囲と因果関係がある場合を除いては、因果関係不存在則の適用を否定する約款は無効となる。もっとも、諸外国の扱いをみれば、ドイツの新保険法を除いては、プロラタ方式をとれば因果関係不存在則は採用しないというのが一般的なようであり、そのことからすると、契約を継続した場合も含めて、プロラタの扱いをすれば因果関係不存在則を外してよいという考え方をとる余地がないかについてはなお検討の余地がある。

一般的には以上のように考えることができる。次に、免許証の色のような事項について検討する。因果関係不存在則について、告知義務違反にかかる事実と無関係な危険は引き受けられるという点から理解すると、免許証の色のような事項については、免許証の色が表す危険と無関係な危険は引き受けられると考えるのが自然であり、因果関係を問題とするときには免許証の色自体との因果関係ではなく、免許証の色が表す危険との因果関係を考える方が自然である。因果関係不存在則を制裁緩和で理解するとしても、免許証の色自体との因果関係を考えるのであれば、因果関係が存在することはありえないので、保険者が免責になることはないのであり、告知のインセンティブという面からしてもそのような緩和の仕方が妥当かという問題が生じる。

このようなことから、免許証の色のような事項につき、それが表す危険と保険事故の発生との因果関係を問題とする解釈も主張されるわけであるが、保険法の文言としては、そのような解釈になじみにくいことは明らかである。それでは、仮に保険法はあくまで告知事項そのものと保険事故との因果関係を問題としているとして、免許証の色のような事項につき、なぜそのような態度をとったと考えられるであろうか。

次のような理解は不当であろうか。免許証の色のような事項は間接的に危険を示すという性質であるものが多い。このような事項は危険との関連性にばらつきがあり、たとえば、免許証の色はブルーでも些細な違反をただけで基本的には安全運転の者はいるのである。つまり、免許証の色は危険性と関連がないわけではなく、危険選択の材料にすることは妥当であるが、免許証の色が危険性を正確に反映しているかという点とそうとは限らない。そこで、このような事項について告知義務違反があったときにその効果を全額免責としてしまうことは、本当は危険が高くないのに高いグループに入れられる者については不利益が大きすぎる。因果関係不存在則は、免許証の色のような事項については、このような考慮に基づき、原則としては、免責を認めないことにしたという意味をもつ。

このようにみれば間接的に危険を表す事項について因果関係を認めないことにしたのは、告知義務違反の効果が全額免責であることとセットになっている。告知義務違反の効果が全額免責であることを前提として、間接的に危険を表す事項については因果関係がないという定め方をしている。したがって、義務違反の効果が緩和されていれば、因果関係不存在則を外すこともこの原則の趣旨に反するとは限らない。すなわち、プロラタ的扱いになっていれば、因果関係不存在則を適用しない約款も有効となる余地がある。もっとも、告

知事項と危険とのつながりが薄くなっていくと、因果関係不存在則を外すことがそもそも妥当ではないということも考えられる。したがって、具体的には当該事項と危険とのつながりがどの程度かを考慮しつつ、義務違反の効果をどのように設定すれば片面的強行規定に反しないといえるかを、問題となる事項ごとに考える必要がある。

このように考えると、因果関係不存在則において、一律に告知事項が表す危険との因果関係で判断するという解釈よりは、約款の効力として因果関係不存在則を外すことができるかを個別に判断するというアプローチの方が告知事項に応じた解決を図ることができるという点で妥当であるように思われる。

## 2. 危険増加について

保険法は契約締結後に危険が増加したときの権利義務の再調整の仕組みについて、一定のルールを片面的強行規定として定め、後はそのルールに反しない限りで契約の定め委ねるという考え方をとっている。具体的には、保険法は、危険増加があっても保険料を増額すれば保険契約を継続できる場合には、原則として保険者は契約を解除できないという考え方に立っただけで、保険者が契約を解除できる要件とその効果を片面的強行規定として定めている（保険 29 条 1 項、31 条 1 項 2 項 2 号、33 条 1 項）。危険増加の際の保険料増額の手続、危険増加によりもはや保険契約を継続できなくなった場合の処理については、法律では規定されておらず、直接的には約款の定め委ねられることになる。

この約款に委ねられた事項については、基本的には契約自由に委ねられているものと思われるが、場合によっては保険法上の片面的強行規定と抵触するかどうかの問題になることもあるかもしれない。また、消費者契約、約款取引という点からは不当条項規制として問題になることもあるかもしれない。このような見地から、いくつかの事項につき検討する。

### ① 一方的増額請求権の妥当性。

保険料増額の手続について、一般的に保険者の一方的な増額請求権を定めることが許されると解されているようである。契約内容の改訂であるとみれば、原則としては契約当事者の合意が必要であるように見える。もっとも、合意が必要であるとしても、契約内容の改訂を事情の変更時に遡及させるかどうかは契約内容改訂ルールとして確定しているわけではない。保険契約における危険変動は危険に応じた対価にすることだから、遡及させることは不合理ではない。とすれば、合意した場合に保険料増額の効果を遡及させるという意味で一方的請求権にすることは問題はない。

一方的請求権とすることで、合意しなかったときに、解除の時点まで増加した保険料の支払義務を負うのと同様の効果を認めることは妥当か。どこまで危険の変動を織り込んで保険料を設定するかは保険者に委ねられている。危険の増加を織り込まないことによって保険料を低くすることができる。このことからすれば、保険料を低くすることで、危険が変動した場合に適切な保険料がとれないリスクを保険者に負わせるというのは妥当ではな

い。したがって、やはり一方的増額請求権は認めてよいものと思われる（仮に契約改訂の任意法的ルールとは異なるとしても、保険契約における危険増加の局面では、不相当に不合理なものではないといえよう）。ただし、保険契約者の任意解約権のような契約から離脱する機会は確保しておく必要はある。

② 保険料増額後の保険料不払による解除と解除前の事故についての免責。

この免責の根拠は、解除は将来効であるとする、解除の効力では説明できない。また、危険が増加していても通知義務違反がなければ解除・免責は認められないのだから、危険増加自体を理由として免責を定めたのであれば片面的強行規定違反といえよう。この点につき、双務契約において反対給付たる保険料支払債務が債務不履行となっており、履行されていないのだから、保険者の側でも免責とすることは認められるという説明がある。

保険料支払債務の不履行により、双務契約における反対給付が履行されていない場合には免責が正当化されるとして、債務不履行になっていないが保険料の支払前（たとえば、一方的保険料増額請求権により保険料が増額されたが、まだ債務不履行にはなっていない段階）の事故につき保険者免責とすることは許されるであろうか。

たとえば、債務不履行ではないが、双務契約の反対給付が支払われていないことを免責の根拠とすることは可能であろうか。たとえば、保険者の免責を同時履行の抗弁的に位置づけ、保険料が支払われていない間は保険者は給付する必要はないといえるであろうか。仮に同時履行の抗弁として理解したとしても、同時履行の抗弁であれば、保険料が支払われれば、保険料支払前の事故について保険者が免責されることの根拠にはならないであろう。保険料支払前の事故については、事後に保険料を支払っても保険者免責となるという約款については、同時履行の抗弁だけでは説明できない。しかし、同時履行の抗弁に加えて、保険契約者の機会主義的行動の抑制で説明することが考えられる。つまり、事後に保険料を支払えば保険金が受領できるとすると、事故が発生しなければ保険料を払わずにすませ、事故が発生すれば事後的に支払うようになってしまうことを防止するというのである。

このように考えると、債務不履行ではないが保険料が支払われる前の保険事故につき保険者免責を認める約款は、同時履行の抗弁と機会主義的行動の抑止で根拠づけることができるようにみえる。しかし、それぞれを個別にみれば合理的であるとして、これらが一つになると問題がある。すなわち、同時履行の抗弁は履行すれば相手の給付も受けることができるものであり、一切の免責を基礎づけるものではない。ところが、この場面では保険事故発生後に機会主義的行動の抑止という問題が生じるため、結果的に保険事故発生前に免責になっていると、もはや後で保険料を支払うことで反対給付を受けることができない状態になっている。そういう効果をもつものとしてみると、一方的な増額請求権の発生と同時に不払免責という効果を定める約款の合理性はやはり問題になろう。免責を認めるのであれば、債務者（保険契約者）に帰責性を求めるのが妥当であろう。この意味では、やはり債務不履行による保険料不払であることは必要であろう。

③ 引受範囲外のルール。

危険の増加によりもはや契約を継続できない場合につき、契約で明示しておかなければならないという原則は契約法のルールとして導くことができるであろうか。そもそも原則としては、すべての場合を契約で定めておかなければならないというルールはない。予想できることであっても契約に書くかどうかは自由である。

もっとも、保険法では、危険増加が生じた場合に保険料増額をすれば損害保険契約を継続することができる場合であっても、通知義務違反がなければ解除はできないと規定されている（保険 29 条 1 項）。そして、保険料増額については何らの規定もないのであるから、危険の変動（事情の変動）があったからといって、保険料増額が当然にできるわけではなく、契約で増額手続を定めておくべきことになる。保険料増額手続を契約で定めなければならぬとすると、どういう場合に増額請求ができるかを定めておかなければならないことになる。

以上を前提として、保険料増額手続ができる場合に該当せず、かつそれ以上に危険が増加している場合については、保険料を増額しても引き受けることのできない引受範囲外であると解するのが合理的なように思われる。そうであるとすると、引受範囲外になった場合の効果については、特に何も規定がなければ引き受けていないのであるから、まさに担保範囲外ということで保険者は保険金支払義務を負わないことになるだろう。このように考えれば、引受範囲外となった場合の効果について、解除権を定め、かつ危険が変動したときから免責と定めることには問題はないといえよう。

3. 重複保険について

重複保険における求償について、2つの考え方がありうるように思われる。1つは、各保険者の債務はまったく独立しているが、債務の合計額が損害額を超える場合には調整が必要となるので、調整の規律を定めたものという考え方である。もう1つは、(不真正)連帯債務的な観点から各保険者の債務が相互保証の関係にあるので、先に弁済した者に求償を認めるという考え方である。負担部分につき、前者では常に保険法 20 条 2 項の通り独立責任額を基準として決まると考えることになる。後者では、連帯している債務について、求償を考えるので、保険法 20 条 2 項は各保険者が被保険者に対して独立責任額の債務を負うという同条 1 項を前提としたものであると解釈することになるだろう。基本的には重複保険における実際の保険金支払債務の額によって負担部分を考えることになるように思われる。

それぞれの立場により細かな解釈論ではいろいろな違いが出てくるであろうが、考え方の大きな違いとして、たとえば前者の考え方であれば保険金債務の額を基準としないで常に独立責任額を基準として負担部分が決定されるので、保険金債務の額よりも負担部分の方が多ということも起こりうる。例（萩本修編著・一問一答保険法 132 頁注 3）：時価 100 万円の目的物につき、保険者 A と約定保険金額および保険金額を 120 万円とする保険契約を締結し、保険者 B と保険金額 100 万円の保険契約を締結し、保険者 C と保険金額 80 万

円の保険契約を締結していた。全損のとき、A の負担部分は 48 万円、B の負担部分は 40 万円、C の負担部分は 32 万円。B が約款で重複保険の場合は比例按分して支払う旨を定めていたとすると、各保険者の支払義務は、A120 万円、B33.3 万円、C80 万円となる。B の負担部分は債務額より大きい。

これは連帯債務的な考え方ではありえないということになる。最近では、不真正連帯債務でも、求償については相互保証的に理解するという説も有力であるようであり、そこでは、求償が認められるかどうかは各債務が担保的結合をしていると評価できるかどうかによるとされる。

これに対して、常に独立責任額により負担部分を決めるという考え方は、求償関係が実際の保険金債務の額により影響されることを避けるという考え方のように思われる。実務的に保険金支払、求償の作業が円滑に行われるようにするために、担保的結合があろうとなかろうと、負担部分を実際の債務とは独立して法定したという理解はできるであろう。契約法の考え方というよりは非常に政策的なものとして、保険法 20 条 2 項を理解することになるだろうが、法規定が存在していることからすると、そのような理解ができないわけではない。また、被保険者に対する債務額を超えて負担部分を負う場合についてみれば、負担部分の支払が最終的には保険料に反映されるというのは妥当ではないという見方もあるかもしれないが、負担部分を独立に定めた方が損害保険業全体としてはコスト削減につながると思えば、このような理解も妥当であるといえよう。

なお、いずれの理解によっても連帯債務に関する法規定（民 432 条以下）を重複保険について類推適用するかどうかは問題となりえる。連帯債務的に理解した場合でも、これらの規定の当否はそれぞれ個別に検討すべきことである。また、独立的に理解した場合であっても、保険法 20 条 2 項が定めるのは、負担部分の算定を実際の債務額とは無関係に行うという点で連帯債務的に考えないということであるから、これ以外の点で連帯債務の規定を類推適用することが当然に排除されるわけではないであろう。

たとえば、保険者の一人に対して債務免除をした場合の効果について、負担部分を債務額とは別に算定するからといって民法 437 条の類推適用が当然にありえないことにはならないであろう。保険法 20 条 2 項の趣旨は負担部分の額が債務額により変動することを排除することであり、それにより実際の支払実務、求償実務が円滑に行われることを意図するものであると思えば、負担部分が決まっている場合に、一人に対する免除の効果はどう考えるかは、負担部分の額について連帯債務的に考えないことは別問題である。負担部分につき免除の効果は他の債務者にも生じることは求償の連鎖を避けるためであると思えば、ここでも類推適用を認めることは可能であろう。